

## ねらい

児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル1～3の3段階に分けて例示しています。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点です。

- ①加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請します。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぎます。
- ③教職員が適切な指導が行えるようにします。
- ④問題行動の重篤度に応じた対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等に理解・協力を求めます。

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行います。
- 被害者・保護者の意向をよく聞き、適切に対応します。
- 校内で問題行動のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

### レベル1

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年が中心となり、注意や指導を行います。

- ◇からかい ◇無視 ◇悪口 ◇攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
- ◇無断欠席・遅刻 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 など

※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル2の対応を行うこととします。

### レベル2

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年・生徒指導担当が中心となり、学校全体で共通理解をはかり、指導・改善を行います。

- ◇悪口・陰口・軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇暴力（蹴る・叩く・足をかける等）
- ◇賭けごと ◇授業妨害 ◇器物損壊 など

※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル3の対応を行うこととします。

### レベル3

関係機関と連携して指導・改善を行います。

- ◇脅迫・強要行為 ◇暴言・誹謗中傷行為 ◇重い暴力 ◇対教師暴力 ◇喫煙 ◇窃盗行為
- ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇無免許運転 など

※原則、学校から教育委員会・警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して、家庭・校外で指導・改善を行います。

※どのレベルの指導においても、子ども一人ひとりの抱えている状況に応じて、段階的指導で対応します。